

様式1

事業報告書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	社会医療法人 玄州会
--------	------------

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の
を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3
-------------	--------------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	昭和 58 年 10 月 24 日
-------------	-------------------

(4) 設立登記年月日	昭和 58 年 10 月 29 日
-------------	-------------------

(5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	光武 新人	光武内科循環器科病院開設者
理 事	光武 良晃	光武内科循環器科病院 副院長
同	光武 孝倫	光武内科循環器科病院 包括支援部長
同	空閑 毅	光武内科循環器科病院管理者
同	福島 洋	介護老人保健施設「光風」管理者 光風・ふくしまクリニック管理者
同	武原 光志	光の苑 施設長
同	江田 邦夫	江田小児科内科医院 院長
同	大田黒 滋	光武内科循環器科病院 副院長
同	松尾 武史	光武内科循環器科病院 事務長
監 事	長 英一郎	東日本税理士法人 所長
同	菊池 裕	正和なみき病院 顧問

注) 1 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院, 診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	光武内科循環器科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3	一般病床 40床 療養病床 48床 〔医療保険 48床〕 〔介護保険 0床〕 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床
診療所	光風・ふくしまクリニック	壱岐市郷ノ浦町東触字平1006-1	一般病床 0床 療養病床 0床 〔医療保険 0床〕 〔介護保険 0床〕
介護老人保健施設	介護老人保健施設「光風」	壱岐市郷ノ浦町東触字平1006-1	入所定員 80名 通所定員 80名

- 注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については, その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は, 医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3 介護老人保健施設の許可病床数の欄は, 入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
老人訪問看護ステーション 「ひかり訪問看護ステーション」	壱岐市郷ノ浦町永田触275-2	
痴呆対応型共同生活介護事業所 「グループホーム みのり」	壱岐市郷ノ浦町東触字平1010-1	定員9名
訪問介護事業所 「ホームヘルプステーション リバティ」	壱岐市郷ノ浦町永田触275-2	
通所介護事業所 「デイサービスセンター 光風」	壱岐市郷ノ浦町東触字平1005	定員25名
通所介護事業所 「パワーリハビリテーションセンター 光風」	壱岐市郷ノ浦町東触1012-1	定員45名
通所介護事業所 「デイサービスセンター リバティ」	壱岐市郷ノ浦町永田触275-4	定員40名
居宅介護支援事業所 「居宅介護支援センター」	壱岐市郷ノ浦町永田触275-2	
サービス付き高齢者向け住宅 「リバティハウス」	壱岐市郷ノ浦町永田触275-4	定員20室

- 注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については, その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 6 月 25 日	令和3年度決算の決定
令和 5 年 3 月 25 日	令和5年度の事業計画、収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) その他

該当なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する(任意)

様式第一号

法人名 社会医療法人 玄 州 会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

貸 借 対 照 表

(令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,053,615	I 流動負債	231,360
現金及び預金	661,600	買掛金	46,794
事業未収金	371,443	一年以内返済長期借入金	49,656
たな卸資産	14,241	未払金	70,950
前払費用	687	未払法人税等	71
その他の流動資産	1,914	未払消費税等	0
貸倒引当金	△ 2,273	預り金	9,486
		賞与引当金	47,965
		リース債務	13,051
		仮受金	7
II 固定資産	815,897		
1 有形固定資産	808,150	II 固定負債	785,918
建物	506,232	長期借入金	510,474
構築物	3,405	退職給付引当金	246,668
医療用器械備品	2,518	長期リース債務	33,556
その他の器械備品	23,645	長期未払金	7,640
車両及び船舶	0		
リース資産	46,607	負債合計	1,017,279
土地	240,646		
2 無形固定資産	5,373	純資産の部	
借地権	1,971	科 目	金 額
ソフトウェア	1,725	I 積立金	852,233
その他の無形固定資産	1,676	設立等積立金	1,158,634
3 その他の資産	2,373	繰越利益積立金	△ 306,401
その他の固定資産	2,373	純資産合計	852,233
資産合計	1,869,513	負債・純資産合計	1,869,513

様式第二号

法人名 社会医療法人 玄 州 会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,893,931
2 事業費用		
(1)事業費	1,854,984	
(2)本部費	31,367	1,886,352
本来業務事業利益		7,579
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		441,782
2 事業費用		458,008
附帯業務事業損失		16,225
事業損失		8,646
II 事業外収益		
受取利息	20	20
III 事業外費用		
支払利息	1,091	1,091
經常損失		9,717
IV 特別利益		
固定資産売却益	381	381
V 特別損失		
固定資産除却損	-	-
税引前当期純損失		9,335
法人税・住民税及び事業税	71	71
当期純損失		9,406

様式第三号

法人名 社会医療法人 玄 州 会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

財 産 目 録

(令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,869,513 千円
2. 負 債 額	1,017,279 千円
3. 純 資 産 額	861,033 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,053,615
B 固 定 資 産	815,897
C 資 産 合 計 (A+B)	1,869,513
D 負 債 合 計	1,017,279
E 純 資 産 (C-D)	852,233

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

社会医療法人玄州会
理事長 光武新人 殿

私たちは、社会医療法人玄州会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び付属明細書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和5年 6月27日
社会医療法人 玄州
監事 長 英一郎
監事 菊池 裕

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び付属明細表」とする。

別 表

医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 玄州会
申請者名 理事長 光武 孝倫
住所： 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別
光武内科循環器科病院	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3	へき地医療
光風・ふくしま クリニック	長崎県壱岐市郷ノ浦町東触字平1006番地1	

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 玄州会

申請者名 理事長 光武 孝倫

住所： 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

以下のとおり相違ありません。

施設名	光武内科循環器科病院
施設の所在地	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3
管轄保健所名	壱岐保健所

1 診療科目

科 目	内科	循環器内科	呼吸器内科	消化器内科	神経内科	皮膚科
	リハビリテーション科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
15	40	14	48							29	88

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の口にチェックすること。）

業務の区分	施設	設備等
<input type="checkbox"/> 救急医療 <input type="checkbox"/> 精神科救急医療 <input type="checkbox"/> 災害医療 <input checked="" type="checkbox"/> へき地医療 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> へき地診療所 <input type="checkbox"/> 周産期医療 <input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室 <input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室 <input checked="" type="checkbox"/> 診察室 <input checked="" type="checkbox"/> 手術室 <input checked="" type="checkbox"/> 処置室 <input checked="" type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input checked="" type="checkbox"/> エックス線診療室 <input checked="" type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input checked="" type="checkbox"/> 面会室 <input type="checkbox"/> 専用病床（ 床） <input checked="" type="checkbox"/> 優先的に使用される病床 <input checked="" type="checkbox"/> 備蓄倉庫 <input type="checkbox"/> ヘリポート（ <input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地） <input checked="" type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置 <input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置 <input checked="" type="checkbox"/> 超音波診断装置 <input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置 <input checked="" type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易ベッド <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用医療機器 <input checked="" type="checkbox"/> 食料 <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品 <input checked="" type="checkbox"/> 自家発電装置 <input type="checkbox"/> トリアージタッグ <input type="checkbox"/> 救急用自動車 <input checked="" type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数
該当なし				

(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
該当なし	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

4 職種別従業員数

人員	職種	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学士	事務職員	その他	計
定員		8	0	1	1	0	1	0	28	0	1	2	0	0	0	0	42
実人員		10	0	3	3	0	2	0	40	0	5	10	4	0	24	44	145
内特殊関係者		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		4		1		1
	オンコール				2		2
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		3		0		0
	オンコール				3		3
診療放射線技師	病院内		1		0		0
	オンコール				3		3
臨床検査技師	病院内		2		0		0
	オンコール				2		2
看護師	病院内		14		4		6
	オンコール				2		2
合計	病院内		24		5		7
	オンコール				12		12
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数（0人）

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の有無（有・無）

添付書類3-2 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 玄州会
申請者名 理事長 光武 孝倫
住所： 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

以下のとおり相違ありません。

病院名	光武内科循環器科病院
病院の所在地	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3
管轄保健所名	壱岐保健所

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名 (診療場所)	診療日数	診療医師数	延べ診療日数
大島 (三島診療所)	57 日間	1 人	57 人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合計	57 日間	1 人	57 人日

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所 (〇〇公民館等) を () 書で記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類 (事業計画書等)

巡回診療明細書

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先 (診療場所)	診療 医師数	延べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
令和4年 4月 7日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	6人
令和4年 4月14日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年 4月21日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年 4月28日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和4年 5月12日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年 5月19日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
令和4年 5月26日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	8人
令和4年 6月 1日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年 6月 8日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	6人
令和4年 6月15日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年 6月22日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年 6月29日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	6人
令和4年 7月 6日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
令和4年 7月13日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年 7月15日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	3人
令和4年 7月20日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
令和4年 7月27日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	4人
令和4年 8月 3日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和4年 8月10日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先 (診療場所)	診療 医師数	延べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
令和4年 8月17日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和4年 8月19日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	0人
令和4年 8月24日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
令和4年 8月31日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	13人
令和4年 9月 7日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年 9月14日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年 9月16日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	2人
令和4年 9月21日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	10人
令和4年 9月28日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	10人
令和4年10月 5日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	4人
令和4年10月12日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和4年10月19日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年10月21日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	1人
令和4年10月26日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和4年11月 2日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	14人
令和4年11月 9日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	16人
令和4年11月16日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	16人
令和4年11月18日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	4人
令和4年11月30日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年12月 7日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先 (診療場所)	診 療 師 数	延 べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
令和4年12月14日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和4年12月21日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	10人
令和4年12月28日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和5年 1月 4日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	5人
令和5年 1月11日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	13人
令和5年 1月18日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	10人
令和5年 1月20日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	2人
令和5年 1月25日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和5年 2月 1日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	8人
令和5年 2月 8日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	8人
令和5年 2月15日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	13人
令和5年 2月17日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	4人
令和5年 2月22日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	5人
令和5年 3月 1日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和5年 3月 8日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	18人
令和5年 3月15日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	8人
令和5年 3月22日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	5人
令和5年 3月29日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
合 計	—	—	—	57人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成〇年〇月〇日」、診療期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

令和4年度巡回診療年間スケジュール表

訪問回数	巡回予定日	曜日	時間	巡回担当医師	備考
1	4月7日	木	9時～12時	光武新人	
2	4月14日	木	9時～12時	光武新人	
3	4月21日	木	9時～12時	光武新人	
4	4月28日	木	9時～12時	光武孝倫	
5	5月12日	木	9時～12時	光武新人	
6	5月19日	木	9時～12時	光武新人	
7	5月26日	木	9時～12時	光武新人	
8	6月1日	水	9時～12時	光武新人	
9	6月8日	水	9時～12時	光武新人	
10	6月15日	水	9時～12時	光武新人	
11	6月22日	水	9時～12時	光武新人	
12	6月29日	水	9時～12時	光武新人	
13	7月6日	水	9時～12時	光武新人	
14	7月13日	水	9時～12時	光武新人	
15	7月15日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
16	7月20日	水	9時～12時	光武新人	
17	7月27日	水	9時～12時	光武新人	
18	8月3日	水	9時～12時	光武新人	
19	8月10日	水	9時～12時	光武新人	
20	8月17日	水	9時～12時	光武新人	
21	8月19日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
22	8月24日	水	9時～12時	光武新人	
23	8月31日	水	9時～12時	光武新人	
24	9月7日	水	9時～12時	光武新人	
25	9月14日	水	9時～12時	光武新人	
26	9月16日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
27	9月21日	水	9時～12時	光武新人	
28	9月28日	水	9時～12時	光武新人	
29	10月5日	水	9時～12時	光武新人	
30	10月12日	水	9時～12時	光武新人	
31	10月19日	水	9時～12時	光武新人	
32	10月21日	金	9時～12時	光武新人	特定健診

33	10月26日	水	9時～12時	光武新人	
34	11月2日	水	9時～12時	光武孝倫	
35	11月9日	水	9時～12時	光武新人	
36	11月16日	水	9時～12時	光武新人	
37	11月18日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
38	11月30日	水	9時～12時	光武新人	
39	12月7日	水	9時～12時	光武孝倫	
40	12月14日	水	9時～12時	光武新人	
41	12月21日	水	9時～12時	光武新人	
42	12月28日	水	9時～12時	光武新人	
43	1月4日	水	9時～12時	光武新人	
44	1月11日	水	9時～12時	光武新人	
45	1月18日	水	9時～12時	光武新人	
46	1月20日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
47	1月25日	水	9時～12時	光武新人	
48	2月1日	水	9時～12時	光武新人	
49	2月8日	水	9時～12時	光武新人	
50	2月15日	水	9時～12時	光武新人	
51	2月17日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
52	2月22日	水	9時～12時	光武新人	
53	3月1日	水	9時～12時	光武新人	
54	3月8日	水	9時～12時	光武新人	
55	3月15日	水	9時～12時	光武新人	
56	3月22日	水	9時～12時	光武新人	
57	3月29日	水	9時～12時	光武新人	

役員報酬規程

社会医療法人 玄州会

(目的)

第1条 本規程は、社会医療法人玄州会の役員である理事および監事の報酬の支給について必要な事項を定め、また、理事・監事の理事会出席用務に係る日当・交通費の支給基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における役員報酬とは、当法人が役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(報酬の種類)

第3条 役員報酬は、原則として、基本報酬、役職手当および特別手当とする。

- 2 報酬は、3,600万円(年額)を限度とする。
- 3 役職手当は、職員給与規程に定める職員の役職手当の支給基準に準じて支給する。
- 4 特別手当は、役員の勤務形態、職務実績、勤続年数等を勘案し、理事長が別に定める。
- 5 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。

(日当及び交通費の支給)

第4条 理事・監事の理事会・社員総会への出席に係る日当については5万円を限度として支給し、交通費については出張旅費規定に定める額とする。

(通勤費の取扱い)

第5条 役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(報酬からの控除)

第6条 報酬から控除されるものは、原則として所得税その他法令等により徴収すべき金額とする。

(支給方法)

第7条 報酬は、毎月25日に支給する。但し、その日が休日又は土曜日に当たる場合は、順次繰り上げて支給する。

(協議事項)

第8条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

(就任又は退任した場合の報酬)

第9条 新たに役員に就任した時は、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任した時は、その日まで報酬を支給する。
- 3 役員が死亡した時は、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(非常勤役員に対する報酬)

第10条 非常勤役員に対する報酬については、支給しないものとする。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	394,289,143 円				661,600,386 円
現金及び預金					661,600,386 円
事業未収金	377,445,125 円				
有価証券					0 円
たな卸資産	14,241,354 円				
前払費用	687,757 円				
繰延税金資産	0 円				
その他の流動資産	1,914,907 円				
固定資産	813,523,713 円	0 円	0 円	0 円	2,373,886 円
有形固定資産	808,150,283 円	0 円			0 円
建物	506,232,173 円	0 円			
構築物	3,405,515 円	0 円			
医療用器械備品	2,518,320 円	0 円			
その他の器械備品	23,645,126 円	0 円			
車両及び船舶	8 円	0 円			
土地	240,646,389 円	0 円			
リース資産	46,608,192 円	0 円			
無形固定資産	5,373,430 円	0 円			0 円
ソフトウェア	1,725,187 円	0 円			
その他の無形固定資産	3,648,243 円	0 円			
その他の資産	0 円		0 円	0 円	2,373,886 円
有価証券					0 円
長期貸付金					0 円
役職員等長期貸付金					0 円
長期前払費用	0 円				0 円
繰延税金資産	0 円				0 円
その他の固定資産	0 円				2,373,886 円
資産合計	① 1,207,812,856 円	② 0 円	③ 0 円	④ 0 円	663,974,272 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

区分 \ 施設名(事業名)	合 計	光武内科循環 器科病院	介護老人保健 施設「光風」	光風・ふくしま クリニック	認知症対応型共同 生活介護事業所 「グループホーム みのり」	通所介護事業所 「デイサービス センター光風」
流動資産	394,289,143 円	224,719,549 円	96,477,944 円	301,057 円	3,158,809 円	8,725,947 円
事業未収金	377,445,125 円	213,203,888 円	93,095,734 円	242,798 円	2,962,670 円	8,700,490 円
たな卸資産	14,241,354 円	10,328,070 円	3,134,984 円	58,259 円		25,457 円
前払費用	687,757 円	313,187 円	5,380 円		78,890 円	
繰延税金資産	0 円					
その他の流動資産	1,914,907 円	874,404 円	241,846 円		117,249 円	
固定資産	813,523,713 円	404,615,090 円	194,299,586 円	1,569,928 円	8,384,896 円	6,332,535 円
有形固定資産	808,150,283 円	402,607,554 円	193,649,115 円	1,213,528 円	8,271,412 円	6,332,535 円
建物	506,232,173 円	211,342,461 円	121,392,089 円	1,213,527 円	2,102,285 円	6,310,587 円
構築物	3,405,515 円	194,567 円	2,056,919 円		133,815 円	21,939 円
医療用器械備品	2,518,320 円	2,406,500 円	111,813 円			
その他の器械備品	23,645,126 円	7,122,571 円	15,584,834 円	1 円	185,312 円	9 円
車両及び船舶	8 円	3 円	1 円			
土地	240,646,389 円	149,838,700 円	54,503,459 円		5,850,000 円	
リース資産	46,608,192 円	46,608,192 円				
無形固定資産	5,373,430 円	2,007,536 円	650,471 円	356,400 円	113,484 円	0 円
ソフトウェア	1,725,187 円	943,268 円	425,519 円	356,400 円		
その他の無形固定資産	3,648,243 円	1,064,268 円	224,952 円		113,484 円	
その他の資産	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
長期前払費用	0 円					
繰延税金資産	0 円					
その他の固定資産	0 円					
資産合計	⑤ 1,207,812,856 円	629,334,639 円	290,777,530 円	1,870,985 円	11,543,705 円	15,058,482 円

施設名(事業名) 区分	通所介護事業所 「パワーリハビリテ- ーションセンター光風」	居宅介護支援 事業所 「居宅介護支援 センター」	老人訪問看護 ステーション 「ひかり訪問看護 ステーション」	訪問介護事業所 「ホームヘルパー ステーションリハティ」	サービス付き 高齢者向け住宅 「リハティハウス」	通所介護事業所 「デイサービス センターリハティ」	法人本部
流動資産	9,176,839 円	6,107,330 円	14,654,265 円	15,637,582 円	2,294,733 円	13,035,088 円	0 円
事業未収金	8,891,473 円	6,107,330 円	14,621,565 円	14,953,714 円	1,630,375 円	13,035,088 円	
たな卸資産	35,366 円				659,218 円		
前払費用	250,000 円			35,160 円	5,140 円		
繰延税金資産							
その他の流動資産			32,700 円	648,708 円			
固定資産	42,633,295 円	30,604,839 円	19,282,519 円	265,248 円	73,387,668 円	32,148,107 円	2 円
有形固定資産	40,661,820 円	30,604,839 円	19,054,655 円	219,048 円	73,387,668 円	32,148,107 円	2 円
建物	39,533,808 円		19,037,489 円		73,151,863 円	32,148,064 円	
構築物	998,272 円				1 円	2 円	
医療用器械備品			1 円			6 円	
その他の器械備品	129,740 円	150,609 円	17,161 円	219,048 円	235,804 円	35 円	2 円
車両及び船舶			4 円				
土地		30,454,230 円					
リース資産							
無形固定資産	1,971,475 円	0 円	227,864 円	46,200 円	0 円	0 円	0 円
ソフトウェア							
その他の無形固定資産	1,971,475 円		227,864 円	46,200 円			
その他の資産	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
長期前払費用							
繰延税金資産							
その他の固定資産							
資産合計	51,810,134 円	36,712,169 円	33,936,784 円	15,902,830 円	75,682,401 円	45,183,195 円	2 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
該当なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦1-1	83.44 m ²	0 m ²	83.44 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-1	104.20 m ²	0 m ²	104.20 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3	559.50 m ²	0 m ²	559.50 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-5	59.79 m ²	0 m ²	59.79 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦17-1	183.61 m ²	0 m ²	183.61 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-2	192.33 m ²	192.33 m ²	0 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦19-1	32.00 m ²	32.00 m ²	0 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触535-2	880.99 m ²	880.99 m ²	0 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触650-2	135.00 m ²	0 m ²	135.00 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触649-4	16.52 m ²	0 m ²	16.52 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触659	422.00 m ²	0 m ²	422.00 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触660-1	301.00 m ²	0 m ²	301.00 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触661-1	636.00 m ²	0 m ²	636.00 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触652-4	143.81 m ²	0 m ²	143.81 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触652-6	194.00 m ²	0 m ²	194.00 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触652-7	113.00 m ²	0 m ²	113.00 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触652-8	7.56 m ²	0 m ²	7.56 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触652-3	46.00 m ²	0 m ²	46.00 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触97-3	37.98 m ²	0 m ²	37.98 m ²	倉庫
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触98-1	87.06 m ²	0 m ²	87.06 m ²	倉庫
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1003-1	642.00 m ²	0 m ²	642.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1003-2	165.00 m ²	0 m ²	165.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1003-3	233.00 m ²	0 m ²	233.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1006-1	1225.00 m ²	0 m ²	1225.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1006-3	884.00 m ²	0 m ²	884.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1009-2	12.00 m ²	0 m ²	12.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1004-1	423.00 m ²	0 m ²	423.00 m ²	デイサービスセンター 光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1005	345.00 m ²	0 m ²	345.00 m ²	デイサービスセンター 光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1010-1	737.00 m ²	737.00 m ²	0 m ²	グループホームみのり
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1012-1	2616.00 m ²	2616.00 m ²	0 m ²	パワーリハビリテー ションセンター光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1011-1	161.00 m ²	161.00 m ²	0 m ²	パワーリハビリテー ションセンター光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触961	544.00 m ²	544.00 m ²	0 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触960	1443.00 m ²	1443.00 m ²	0 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触962	994.00 m ²	994.00 m ²	0 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触963-1	386.00 m ²	386.00 m ²	0 m ²	駐車場

長崎県壱岐市郷ノ浦町東触963-2	148.00 m ²	148.00 m ²	0 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触273-2	313.55 m ²	0 m ²	313.55 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触273-6	36.65 m ²	0 m ²	36.65 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触274-1	76.75 m ²	0 m ²	76.75 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触275-1	404.53 m ²	0 m ²	404.53 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触275-2	201.59 m ²	0 m ²	201.59 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触276-1	635.57 m ²	0 m ²	635.57 m ²	在宅ケア総合支援センター デイサービスセンター リハビリ・リハビリハウス
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触278-1	86.53 m ²	0 m ²	86.53 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触278-2	75.50 m ²	0 m ²	75.50 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触280-1	48.15 m ²	0 m ²	48.15 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触280-2	71.01 m ²	0 m ²	71.01 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触281-1	49.48 m ²	0 m ²	49.48 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触282	135.12 m ²	0 m ²	135.12 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触284	281.75 m ²	0 m ²	281.75 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触285-1	995.54 m ²	0 m ²	995.54 m ²	在宅ケア総合支援センター デイサービスセンター リハビリ・リハビリハウス
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触295-4	1553.45 m ²	0 m ²	1553.45 m ²	デイサービスセンター リハビリ・リハビリハウス

7 建物の明細

区分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
病院	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建（耐震）	3,770.56 m ²	自家	病室	721.43 m ²
				リハビリ室	110.67 m ²
				その他	2938.46 m ²
病院	木造瓦葺2階建	151.30 m ²	自家	倉庫	151.30 m ²
介護老人保健施設光風	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根3階建（耐震）	3794.13 m ²	自家	療養室	825.88 m ²
				機能訓練室	137.36 m ²
				その他	2830.89 m ²
介護老人保健施設光風	コンクリートブロック造スレート葺平屋建（耐震）	8.00 m ²	自家	倉庫	8.00 m ²
光風・ふくしまクリニック		52.40 m ²	自家	診察室	8.10 m ²
				待合室他	44.30 m ²
グループホームみのり	木造スレート葺平屋建（耐震）	323.12 m ²	自家	居室	88.20 m ²
				ホール他	112.62 m ²
				さくらんぼ保育園	122.30 m ²
デイサービスセンター光風	木造スレート葺2階建（耐震）	287.13 m ²	自家	食堂・機能訓練室	111.91 m ²
				静養室	13.54 m ²
				デイサービス他	161.68 m ²
パワーリハビリテーションセンター光風	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建（耐震）	561.22 m ²	借家	食堂・機能訓練室	304.88 m ²
				その他	256.34 m ²
在宅ケア総合支援センター	鉄骨造亜鉛鋼板葺3階建（耐震）	535.45 m ²	自家	居宅介護支援センター	36.00 m ²
				ひかり訪問看護ステーション	54.00 m ²
				ホームヘルパーステーション リバティ	48.50 m ²
				その他	396.95 m ²
デイサービスセンターリバティ	鉄骨造スレート葺2階建（耐震）	412.87 m ²	自家	食堂・機能訓練室	185.25 m ²
				静養室	29.91 m ²
				その他	199.71 m ²
リバティハウス	鉄骨造スレート葺2階建（耐震）	925.27 m ²	自家	居室	490.72 m ²
				食堂・談話室	68.15 m ²
				その他	366.40 m ²
在宅ケア総合支援センター	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付平屋建（耐震）	233.77 m ²	自家	1階倉庫	191.22 m ²
				地下1階倉庫	42.55 m ²
在宅ケア総合支援センター	鉄骨造スレート葺平屋建（耐震）	290.17 m ²	自家	車庫	290.17 m ²
社宅	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	247.47 m ²	自家	居室・その他	247.47 m ²

8 医療用器械備品の明細

品名	規格	数量	単価	自用・借用	用途の区分
病院・体外式ペースメーカー		1	1	自用	
病院・滅菌装置		1	1	自用	
病院・ペーシング付除細動装置(ハートスタート)		1	1	自用	
病院・干渉低周波治療器		1	1	自用	
病院・セントラルモニター		1	1	自用	
病院・電子内視鏡システム一式		1	1	自用	
病院・1.5テスラMRI装置		1	1	自用	
病院・MRI(VSRAD)用パソコン		1	1	自用	
病院・MRI造影剤注入装置		1	1	自用	
病院・下部消化管用細径スコープ		1	1	自用	
病院・血圧脈波検査装置		1	1	自用	
病院・心電呼吸SPO2送信機		1	1	自用	
病院・電子経鼻内視鏡		1	1	自用	
病院・ウッチパット		1	1	自用	
病院・解析付心電計		1	1	自用	
病院・心電呼吸SPO2送信機		1	1	自用	
病院・JMS輸液ポンプ		1	1	自用	
病院・大型吸引器		1	1	自用	
病院・心電呼吸SPO2送信機		1	15,751	自用	
病院・EIZO 2Mモニタ		1	7,279	自用	
病院・デジタルラディオグラフィー		1	18,500	自用	
病院・心電呼吸送信機		1	99,944	自用	
光風・多要素心電計		1	1	自用	
光風・多機能心電計(Vyuo)		1	1	自用	
光風・AEDハートスタート		1	111,811	自用	
ひかり・ポータブル式心電計		1	1	自用	
デイサービスリパティ・シーザス・ハイドラ		1	1	自用	
デイサービスリパティ・シーザス・ハイドラ		1	1	自用	
デイサービスリパティ・コンパクト レッグプレス		1	1	自用	
デイサービスリパティ・コンパクト ヒップAB		1	1	自用	
デイサービスリパティ・コンパクト ローイングMF		1	1	自用	
デイサービスリパティ・バイオテックス ハイステップ2		1	1	自用	
病院・心電呼吸送信機		1	129,199	自用	
病院・ダームライト		1	103,606	自用	
病院・人工呼吸器 サビーナ300		1	905,841	自用	
病院・電気手術椅		1	649,592	自用	
病院・AP増設		1	159,539	自用	
病院・薬用冷蔵庫		1	317,231	自用	

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

社会医療法人 玄州会
 申請者名 理事長 光武 孝倫

住所：長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額 (A)	全費用の額 (B)	割合 A/B
光武内科循環器科病院	1,321,624,846 円	1,321,624,846 円	100.0 %
介護老人保健施設「光風」	558,280,237	558,280,237	100.0
光風・ふくしまクリニック	6,447,280	6,447,280	100.0
老人訪問看護ステーション「ひかり訪問看護ステーション」	0	87,465,206	0
認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームみのり」	0	32,620,632	0
訪問介護事業所「ホームヘルパーステーションリパティ」	0	83,183,894	0
通所介護事業所「デイサービスセンター光風」	0	46,227,932	0
通所介護事業所「パワーリハビリテーションセンター光風」	0	54,082,872	0
通所介護事業所「デイサービスセンターリパティ」	0	86,392,918	0
居宅介護支援事業所「居宅介護支援センター」	0	32,333,503	0
サービス付き高齢者向け住宅「リパティハウス」	0	35,701,265	0
合計	① 1,886,352,363 円	② 2,344,360,585 円	80.5 %

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
光武内科循環器科病院	社会保険診療	1,132,559,777 円	131,982,356 円	1,264,542,133 円	93.5 %
	労災保険診療	1,119,460		1,119,460	0.1
	健康診査	7,206,084	2,666,790	9,872,874	0.7
	予防接種	3,189,370	4,255,940	7,445,310	0.6
	助産			0	0.0
	介護事業			0	0.0
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	50,972,437	18,136,671	69,109,108	5.1
	計	1,195,047,128	157,041,757	1,352,088,885	100.0
介護老人保健施設「光風」	社会保険診療	420,511,521	43,364,309	463,875,830	86.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種	130,600	121,500	252,100	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業			0	0.0
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	11,944,179	63,019,623	74,963,802	13.9
	計	432,586,300	106,505,432	539,091,732	100.0
光風・ふくしまクリニック	社会保険診療	2,147,701	281,310	2,429,011	88.3
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種	20,000	23,000	43,000	1.6
	助産			0	0.0
	介護事業			0	0.0
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	204,662	74,500	279,162	10.1
	計	2,372,363	378,810	2,751,173	100.0
老人訪問看護ステーション「ひかり訪問看護ステーション」	社会保険診療	75,733,330	6,647,541	82,380,871	97.5
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業			0	0.0
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	399,922	1,712,111	2,112,033	2.5
	計	76,133,252	8,359,652	84,492,904	100.0
認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームみのり」	社会保険診療			0	0.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業	26,476,866	8,527,974	35,004,840	96.5
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	872,219	387,197	1,259,416	3.5
	計	27,349,085	8,915,171	36,264,256	100.0

訪問介護事業所「ホームヘルパーステーションリバティ」	社会保険診療			0	0.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業	74,149,843	7,330,342	81,480,185	96.4
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	1,212,987	1,827,416	3,040,403	3.6
	計	75,362,830	9,157,758	84,520,588	100.0
	通所介護事業所「デイサービスセンター光風」	社会保険診療			0
労災保険診療				0	0.0
健康診査				0	0.0
予防接種				0	0.0
助産				0	0.0
介護事業		37,000,972	6,319,852	43,320,824	98.6
障害福祉事業				0	0.0
その他		529,518	75,774	605,292	1.4
計		37,530,490	6,395,626	43,926,116	100.0
通所介護事業所「パワーリハビリテーションセンター光風」		社会保険診療			0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業	40,653,902	8,860,115	49,514,017	98.3
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	682,747	187,456	870,203	1.7
	計	41,336,649	9,047,571	50,384,220	100.0
	通所介護事業所「デイサービスセンターリバティ」	社会保険診療			0
労災保険診療				0	0.0
健康診査				0	0.0
予防接種				0	0.0
助産				0	0.0
介護事業		67,143,656	12,489,268	79,632,924	98.3
障害福祉事業				0	0.0
その他		1,167,841	221,958	1,389,799	1.7
計		68,311,497	12,711,226	81,022,723	100.0
居宅介護支援事業所「居宅介護支援センター」		社会保険診療			0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業	37,244,500		37,244,500	98.2
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	630,590	40,000	670,590	1.8
	計	37,875,090	40,000	37,915,090	100.0

サービス付き高齢者向け住宅 「リバティハウス」	社会保険診療			0	0.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業			0	0.0
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	398,800	22,857,594	23,256,394	100.0
	計	398,800	22,857,594	23,256,394	100.0
合計	社会保険診療	1,630,952,329	182,275,516	1,813,227,845 ③	77.6 ⑪
	労災保険診療	1,119,460	0	1,119,460 ④	0.0 ⑫
	健康診査	7,206,084	2,666,790	9,872,874 ⑤	0.4 ⑬
	予防接種	3,339,970	4,400,440	7,740,410 ⑥	0.3 ⑭
	助産	0	0	0 ⑦	0.0 ⑮
	介護事業	282,669,739	43,527,551	326,197,290 ⑧	14.0 ⑯
	障害福祉事業	0	0	0 ⑨	0.0 ⑰
	その他	69,015,902	108,540,300	177,556,202 ⑩	7.6
	計	1,994,303,484	341,410,597	2,335,714,081	100.0 %

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号口）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

健康保険法	193,536 円	学校保健安全法	円
船員保健法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	5,124,300 円	労働安全衛生法	2,515,890 円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	1,992,312 円
地方公務員等共済組合法	46,836 円		
私立学校教職員共済法	円		
計	5,364,672 円	計	4,508,202 円
		健康診査に係る収入合計	⑱ 9,872,874 円

（記載上の注意事項）

- ⑤が⑱と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	6,702,370 円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	29,440 円
		インフルエンザ	1,005,600 円
		おたふくかぜ	3,000 円
計	6,702,370 円	計	1,038,040 円
		予防接種に係る収入合計	⑲ 7,740,410 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が⑲と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳ 0 件	㉑ 0 円
分娩件数 (㉑) × 50万円		㉒ 0 円

（記載上の注意事項）

- ㉑が㉒又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細
（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	266,109,031 円	居宅サービス事業	0 円
地域密着型サービス事業	45,070,094 円	地域密着型サービス事業	0 円
介護予防サービス事業	15,018,165 円	介護予防サービス事業	0 円
地域密着型介護 予防サービス事業	0 円		
計	326,197,290 円	計	0 円
		介護事業に係る収入合計	㉓ 326,197,290 円

（記載上の注意事項）

○ ㉓が㉒と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細
（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	0 円	障害児通所給付費	0 円
特例介護給付費	0 円	特例障害児通所給付費	0 円
訓練等給付費	0 円	障害児入所給付費	0 円
特例訓練等給付費	0 円	特定入所障害児食事等給付費	0 円
特定障害者特別給付費	0 円	障害児相談支援給付費	0 円
特例特定障害者特別給付費	0 円	特例障害児相談支援給付費	0 円
地域相談支援給付費	0 円		
特例地域相談支援給付費	0 円		
計画相談支援給付費	0 円		
特例計画相談支援給付費	0 円		
基準該当療養介護医療費	0 円		
地域生活支援事業	0 円		
計	0 円	計	0 円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉔ 0 円

（記載上の注意事項）

○ ㉔が㉒と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の2第1項第2号ニ）

（単位：円）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
光武内科循環器科病院	1,352,088,885	867,043,572	454,581,274	1,321,624,846	102.3%
介護老人保健施設「光風」	539,091,732	396,646,239	161,633,998	558,280,237	96.6%
光風・ふくしまクリニック	2,751,173	4,564,316	1,882,964	6,447,280	42.7%
合計	㉕ 1,893,931,790	1,268,254,127	618,098,236	㉖ 1,886,352,363	100.4%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉖が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

様式第四号

法人名 社会医療法人 玄州 会
 所在地 長崎県杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

	積立金			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和4年3月31日 残高	1,158,634	△ 296,992	861,640				861,640
会計年度中の変動額							
当期純損失		△ 9,406	△ 9,406				△ 9,406
会計年度中の変動額合計		△ 9,406	△ 9,406				△ 9,406
令和5年3月31日 残高	1,158,634	△ 306,401	852,233				852,233

様式第五号

法人名 社会医療法人 玄 州 会
 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)	
有形固定資産	建物	2,082,927	—	—	2,082,927	1,576,695	36,686	506,232
	構築物	69,733	—	—	69,733	66,328	886	3,405
	医療器械備品	102,222	1,513	—	103,735	101,217	1,371	2,518
	その他器械備品	232,480	12,064	—	244,544	220,899	10,264	23,645
	車両及び船舶	11,741	—	—	11,741	11,741	—	0
	リース資産	73,973	14,905	—	88,878	44,341	12,637	44,537
	土地	240,646	—	—	240,646			240,646
	計	2,813,722	28,482	—	2,842,204	2,021,221	61,844	820,983
無形固定資産	借地権				1,971	—	—	1,971
	ソフトウェア				31,614	29,889	642	1,725
	その他無形固定資産				1,676			1,676
	計				35,261	29,888	642	5,373
その他の資産	その他の固定資産	2,143	270	40	2,373			2,373
	計	2,143	270	40	2,373			2,373

※主な資産の増加事由
 建物付属設備：光風 屋上空調機動力盤切替工事 2,090千円

※無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略しております。

様式第六号

法人名 社会医療法人 玄 州 会
 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,146	2,273	-	2,146	2,273
賞与引当金	49,087	47,965	49,087	-	47,965
退職給付引当金	246,255	17,615	17,202	-	246,668

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)欄の金額は、一般債権の期末洗替処理によるものであります。

様式第七号

法人名 社会医療法人 玄 州 会
 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の 長期借入金	49,656	49,656	0.3	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	555,992	510,474	0.3	2025/7/31 2035/7/10 3036/3/10
その他の有利子負債				
合 計	605,648	560,130	—	—

長期借入金の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額

- 2025年3月期 53,794千円
- 2026年3月期 76,060千円
- 2027年3月期 62,288千円
- 2028年3月期 43,608千円

様式第八号

法人名 社会医療法人 玄 州 会
 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号

--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
なし		
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式九の二号

法人名 社会医療法人 玄 州 会
 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号

事業費用明細表
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
期首棚卸高	13,894	
医薬品費	84,143	
診療材料費	24,841	
給食用材料費	64,333	
医療消耗品費	65,446	
期末棚卸高	13,894	
		238,417
II 給与費		
給与	1,225,723	
賞与	194,584	
賞与引当金繰入	△ 1,122	
法定福利費	183,962	
退職給付費用	41,886	
		1,645,034
III 委託費		
検査委託費	28,722	
その他委託費	9,887	
		38,610
IV 経費		
減価償却費	62,488	
水道光熱費	68,027	
賃借料	69,844	
維持管理費	31,342	
その他経費	190,594	
		422,297
事業費用計		2,344,360

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法は、最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～47年
構築物	10～50年
医療用器械備品	6～8年
その他の器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込み額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を期末自己都合要支給額に基づき計上し、年金資産の額を控除するという簡便法により計算し計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税込方式を採用しております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生会計年度の費用として処理しております。

5 担保提供資産等

(1) 担保提供資産

建物 506,232 千円

土地 240,646 千円

(2) 担保付債務

長期借入金 115,992 千円

6 有形固定資産の減価償却累計額 2,021,221 千円

7 継続事業の前提に関する事項

該当事項ありません。

8 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

補助金等（固定資産の取得に係るものを除く）については、その交付決定があった会計年度において事業収益に計上しております。

9 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項ありません。

10 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項ありません。

1 1 医療法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当事項はありません。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	光武新人	当法人理事長	債務被 保証	当法人銀行借入に 対する債務被保証 注1	440,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注 1 当法人は銀行借入に対して当法人理事長より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

1 2 重要な偶発債務に関する事項

該当事項ありません。

1 3 重要な後発事象に関する事項

該当事項ありません。

1 4 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

当期の補助金のうち、主な補助金の内容は次の通りです。

名称	交付者	金額 (千円)
物価高騰対策支援事業給付金	吉崎市役所	2,633

独立監査人の監査報告書

令和5年6月21日

社会医療法人 玄州会
理事会 御中

監査法人 長 隆 事務所

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員

公認会計士

長 隆

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人玄州会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

強調事項

重要な会計方針の記載に関する注記に記載されているとおり、法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、退職給付引当金に係る会計処理については、当会計年度末における退職給付債務を期末自己都合要支給額に基づき計上し、年金資産の額を控除するという簡便

法により計算し計上している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上